

広島市と西日本旅客鉄道株式会社との包括連携協定書

広島市（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携協力し、広島広域都市圏の持続的な発展に向けたまちづくりについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に連携協力し、広島広域都市圏における持続可能なローカル経済圏の構築に向け、公共交通を都市づくりの骨格として位置付け、まちづくり施策と鉄道施策を一体的に検討し、圏域におけるヒト・モノの円滑な移動と都市の魅力向上を図り、西日本の拠点都市としての発展と地域活性化の実現を目指す。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 新アリーナ構想を契機とした二葉の里地区まちづくりの推進に関する事
- (2) 楕円形の都心づくりの更なる推進に関する事
- (3) 広島広域都市圏におけるまちづくりと鉄道施策の一体的な推進に関する事
- (4) その他必要と認められる事項に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、事項毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定の有効期間は延伸され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、本協定に基づく取組等を通じて知り得た秘密事項を、本協定の目的外に利用し、または、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方から書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定終了後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、必要な事項を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月30日

甲 広島市
広島市長

松井一寛

乙 西日本旅客鉄道株式会社
理事 中国統括本部 広島支社長

飯田稔督